報 告

北海道糖尿病対策推進会議設立総会

◇地域保健部◇

平成17年2月に「日本糖尿病対策推進会議」が設立されたのを受け、北海道医師会・日本糖尿病学会北海道支部（以後学会）・日本糖尿病協会北海道支部（以後協会）の3者を中心に、糖尿病の啓発・発症予防・合併症防止などの糖尿病対策をより一層推進し、道民の健康の保持増進と福祉の向上を図ることを目的として、去る3月1日に「北海道糖尿病対策推進会議」設立総会を開催した。

3者による連携はすでに昨年から始まっており、道内における糖尿病診療の実態調査（調査結果は本号に掲載）や、市民公開講座の開催などの活動を行ってきていたが、正式な立ち上げを行っていなかったことから、今回の総会開催の運びとなった。

初代の会長には北海道医師会会長が、副会長には学会支部長と協会支部長がそれぞれ選出された。

また、幹事会を設置し、推進会議の企画・調整のための検討をおこなうこととし、その幹事会は当会役員（地域保健部・健康教育事業部）のほか、学会・協会、協力団体として、北海道栄養士会・北海道看護協会・北海道等よりご推薦をいただいた代表者によって構成することも承認された。

平成20年度より健診・保健指導事業がスタートし、糖尿病をはじめとした生活習慣病対策が展開されることとなるが、推進会議として積極的に関与し、その一助となるよう活動できればと考えている。

北海道糖尿病対策推進会議設立総会

日時：平成19年3月1日(木)18：30～19：40
会場：北海道医師会館9階会議室

1．開　会
2．議長の選出について
3．挨　拶
4．議　事
　（1）北海道糖尿病対策推進会議規約(案)について
　（2）北海道糖尿病対策推進会議の役員について
　（3）糖尿病診療実態調査の結果について
　（4）意見交換
5．閉　会

北海道糖尿病対策推進会議　規約

（名称及び事務局）
第１条　本会は、北海道糖尿病対策推進会議（以下「推進会議」という）という。
２　事務局を北海道医師会館内（札幌市中央区大通西6丁目6番地）内に置く。

（目　　的）
第２条　推進会議は、糖尿病の啓発、発症予防、合併症防止などの糖尿病対策をより一層推進し、道民の健康の保持増進と福祉の向上を図ることを目的とする。

（構　　成）
第３条　推進会議は、前条の目的に賛同する北海道医師会、日本糖尿病学会北海道支部、日本糖尿病協会北海道支部の3者をもって構成する。
２　前項の3団体のほかに、目的に賛同する協力団体を置くことができる。

（役　　員）
第４条　推進会議に、次の役員を置く。
会長1人
副会長2人
幹事若干名
２　幹事は、構成団体および協力団体からの推薦による。
３　役員の任期は2年とし、再任はさまたげない。
４　任期満了後であっても、後任者が選出されるまではその職務を行わなければならない。

（幹　事　会）
第５条　推進会議に、企画・調整を行うための幹事会を置く。
２　幹事会は役員をもって構成し、必要に応じ随時開催するものとする。

（細　　則）
第６条　本規約に定めるほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、幹事会の議を経て別に定めることができる。

（庶　　務）
第７条　推進会議の庶務は、北海道医師会の事務局が担当する。

附　　則
１　この規約は平成19年3月1日より施行する。